

米沢市職員措置請求 に係る監査結果報告書

(令和8年6月15日 【住監第1号】)

米沢市監査委員

第1 請求のあった日

令和8年6月15日

第2 請求人

第3 請求の要旨

提出された米沢市職員措置請求書及び補正書による主張事実の要旨及び措置請求は次のとおりである。(できる限り原文に即して記載する。なお、事実証明書の記載を省略する。)

I 請求の要旨

1 請求の対象者

(1) 米沢市副市長

同副市長は、米沢市副市長に対する事務委任規則第 2 条第 1 号に基づく副市長委任事務として、米沢観光推進機構負担金 36,000,000 円の交付及び支出に関する決裁を行った者である。【第 1 号証】

(2) 米沢市産業部観光課長

同課長は、支出命令番号8080により第1回分18,000,000円の支出命令を決裁し、支出命令番号22875により第2回分18,000,000円の支出命令を決裁した者である。

【第2号証】 【第3号証】

2 請求の対象とする財務会計上の行為

(1) 令和7年6月10日付け起案「米沢観光推進機構負担金について」により副市長が行った、負担金36,000,000円の交付及び支出に関する意思決定並びに支出負担行為。

(2) 支出命令番号 8080 による第 1 回分 18,000,000 円の支出命令により、令和 7 年 6 月 20 日に行われた同額の支払。

(3) 支出命令番号 22875 による第 2 回分 18, 000, 000 円の支出命令により、令和 7 年 10 月 3 日に行われた同額の支払。

○補正書による補足説明(請求の期限を経過した理由)

請求人は米沢市情報公開条例に則り当該起案書を入手したのは令和 8 年 5 月 13 日である。【補足第 1 号証】

公開に立ち会った[REDACTED]観光企画担当主査に「誰が決裁年月日の記入を行ったか」と質すと、「私が記入した」との言質を得た。

米沢市文書管理規程には、「第 20 条 起案文書について決裁がなされたときは、直ちに当該起案文書の所定の欄に決裁年月日を記入しなければならない。

２ 決裁年月日の記入は、市長及び副市長の決裁に係るものにあつては企画調整部秘書広報課長が、その他のものにあつては担当する担当主査が行うものとする。と

の条文があることは、当該起案書に[REDACTED]観光企画担当主査が決済日を記入したことにより、令和7年6月10日に決裁されたとするには真実性に合理的な疑いがある。

よって、措置請求の受付日が令和8年6月15日であることを理由に、「請求の期限である当該財務会計上の行為があった日から1年以上が経過している」には当たらない。

3 本件支出が違法又は不当である理由

(1) 本件負担金の法的性質及び米沢市補助金等適正化規則違反

本件 36,000,000 円は、予算及び支出命令書上「負担金」と表示されている。

しかし、支出の法的性質は予算科目上の名称だけで決まるものではなく、支出の目的、支出先との関係、反対給付の有無及び支出後の精算方法等の実質により判断されるべきである。

「米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則」第2条は、市が交付する補助金及び利子補給金だけでなく、「その他相当の反対給付を受けない給付金」を補助金等と定義している。

本件では、米沢観光推進機構から米沢市に対する具体的な成果物、実績報告書その他相当の反対給付を示す書類が存在せず、米沢市が同機構の活動費を給付する性質を有している。

したがって、同規則第2条の補助金等に該当するか否かを、支出の実質に即して監査すべきである。

同規則が適用される場合には、交付申請書、規約、予算書及び事業計画の提出、補助金等審査会の審査、交付決定、事業完了後の実績報告、書類審査又は現地調査及び交付額の確定が必要である。

ところが、請求人が取得した公文書中には、米沢観光推進機構から米沢市への補助事業等実績報告書、米沢市による成果審査書、検査調書及び額の確定通知書が存在しない。【第4号証】

仮に米沢市が同規則第21条の適用除外を主張するのであれば、市長が本件負担金について特に適用除外を認めた決裁文書、その理由及び承認日を明らかにしなければならない。

したがって、監査委員は、本件支出に同規則が適用されるか、適用除外の承認が存在するか、同規則所定の申請、審査、実績報告及び額確定手続が履行されたかを調査すべきである。

○補正書による補足説明

請求人は、①【第4号証】により、米沢市は米沢観光推進機構負担金に対する反対給付を受けていないことを証明した。②よって、米沢観光推進機構負担金は、当該規則第2条【補足第2号証】の「補助金等」に該当する。③「補助金等」に該当するのであれば当機構は米沢市に交付申請書他、種々の書類を提出する必要がある。【補足第2号証】④請求人にはそれらの必要書類の存在は確認できなかった【補足第3号証】

証】ことを述べて、米沢観光推進機構負担金が「米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則」に反している理由とした。

(2) 請求側と審査・支出側との職務分離がなく、独立した審査が行われていないこと

米沢観光推進機構側の負担金請求起案書において、幹事・事務局長・事務局の3名が承認印を押している。【第5号証】

一方、米沢市側の負担金支出起案書では、産業部部長・観光課課長・課長補佐・担当主査・起案者は、米沢観光推進機構側の負担金請求起案書と同一人物である。すなわち、負担金を請求する機構側の書類作成及び請求手続と、その請求を審査し公金を支出する市側の手続に、同一の市職員が関与している。【第1号証】

このことは、請求側と審査・支出側との職務分離が行われず、負担金の必要性、金額相当性、事業内容及び交付条件について、独立した審査及び相互牽制が機能していないことを示す。

また、[]の役員が米沢観光推進機構の事務局構成員でもあるため、受注者側の者が発注者側の契約事務に関与し得る利益相反的構造が存在する。

【第6号証】

それにもかかわらず、同社役員を契約相手方の選定、価格審査及び契約決定から除外したことを示す議事録、除斥記録、第三者審査その他の利益相反回避措置は確認できない。

※なお、請求人は、米沢観光推進機構と[]との間の契約行為そのものを、独立した財務会計上の行為として監査請求の対象とするものではない。同機構から同社への補助金及び委託料の支出状況、契約相手方の選定状況並びに成果確認の状況は、米沢市副市長及び産業部観光課長が、本件 36,000,000 円の負担金を交付し、支出命令を行うに当たり、その必要性、金額相当性、予算目的適合性及び支出先団体の事業遂行能力を適切に審査したか否かを判断するための基礎事実として主張するものである。

○補正書による補足説明

ア 負担金を請求する側と公金を支出する側が同一人物であることは民法第 108 条（自己契約・双方代理の禁止）に抵触し違法又は不当。

イ 負担金を請求する側には[]の役員が関与し【第6号証】、[]は米沢観光推進機構を媒介することで負担金の 92.8%【第8号証】を手にしてしている。このことは利益相反行為に値し、違法又は不当である。

ウ 負担金の支出は、米沢市財務規則第5条【補足第4号証】各課等の長は、別表9の(2)により、財政課長経由総務部長と合議することを定めている。よって支出命令書 8080【第2号証】の 18,000,000 円、及び支出命令書 22875【第3号証】の 18,000,000 円の負担金を支払うには、観光課課長が財政課長経由総務部長と合議を行わなければならない。しかし合議を行ったとする資料は確認できなかった。例えば合議を行ったとしても、各課等の長は[]課長で米沢観光推進機構の事務局

長【第6号証】を兼任している。このことは、負担金を請求する側と公金を支出する側が同一人物により民法第108条(自己契約・双方代理の禁止)に抵触し違法又は不当。

工 地方公務員法第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。と定め、かつ地方公務員法第38条では、営利企業への従事等の制限を定めていることにより、米沢市職員が外部営利団体である米沢観光推進機構の事務局長を兼任することはできない。よって、地方公務員法第35条及び第38条に抵触する米沢市職員が行う、契約・支出負担行為は違法又は不当である。

オ 米沢観光推進機構規約第7条には「機構の会計及び契約等の行為は事務局が行うものとする」【補足第5号証】とあり、事務局員は米沢市職員と[]役員で構成されている。【第6号証】その事務局は当規約第6条(2)【補足第5号証】に定める「事業収入」を得ることなく負担金の92.8%を[]に支出することは刑法第247条(背任罪)に抵触し違法又は不当である。

(3) 特定会社の単独見積額が、比較及び価格審査資料のないまま契約額として採用されていること

当機構の事業費 15,768,360 円の内、観光拡大支援事業補助金を除く 7 事業で 13,890,360 円が[]へ委託料として支払われている。

その時の[]の見積書に記載された金額は、7 事業ともそのまま契約額に採用され、見積書提出日の翌日に契約書が作成されている。【第7号証】

しかも、本件では、他事業者からの見積書、見積比較表、同社を選定した理由書、随意契約理由書及び価格の妥当性を審査した資料が存在しない。

同社の見積書には、地方自治法、同法施行令及び米沢市契約規則を遵守する旨が記載されているが、その遵守を裏付ける競争性確保、選定理由及び価格審査に関する資料が確認できない。

したがって、同社の単独見積額が実質的な比較審査を経ないまま契約額として採用された疑いがあり、委託先選定の公正性及び契約金額の相当性を確認することができない。

○補正書による補足説明

前段で述べる如く、米沢観光推進機構の契約等の行為は米沢市職員で構成される事務局で行い、米沢市が当機構への支出負担行為を行ったのも同一の米沢市職員であることにより、当機構は実質的に自治体の手足としてのみ動いており、自治体と完全に一体化している(形だけ分かれている)と判断される。過去の判例でも、実質的に自治体の事務を代行しているに過ぎない団体への支出は、自治体の行為として監査・裁判の対象となっている。よって、負担金を受領した当機構は、実質的に自治体の支出負担行為事務を代行しているに過ぎず、当機構による[]への支出行為

は米沢市の財務会計上の行為として監査の対象であり、監査請求書本文のようなプロセスでの支出行為は違法又は不当である。

また、地方自治法第 199 条 7 項では「監査委員は、・・・財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる」とあり、「財政的援助を与えているもの」とは米沢観光推進機構であり、「出納その他の事務の執行」とは、当機構が[]に補助金及び事業費名目での支払であることで、監査請求書本文 (3) に記載されている内容は当該財務会計上の行為で監査対象である。

監査項目ではないが、【第 7 号証】の[]が提出した見積書と米沢市の業務委託契約書に於いて、[]の住所が違っている。契約書には高額な印紙が貼られた正式なもので、契約を締結する[]代表取締役が会社の住所を誤る行為と、それを認めて契約した米沢観光推進機構事務局の行為は、公金を負担金名目で受領してしまえば、監査委員はその用途について「米沢市の財務会計上の行為ではないので監査を行いません」と「棄却」することを想定した上での杜撰な行為と感じられる。

(4)米沢観光推進機構は資金移転を媒介する通過的機能を果たしている疑い

令和 7 年度米沢観光推進機構収支決算によれば、同機構の収入のほぼ全額は米沢市からの負担金 36,000,000 円であるが、支出のうち事務費決算額は僅か 26,989 円であり米沢市負担金 36,000,000 円の約 0.075 パーセントにすぎない。

一方、補助金として 19,500,000 円は、「[]運営経費」として同社に支出され、同機構の事業費 15,768,360 円を上回っている。

さらに、同社に対しては、事業費の委託料として 13,890,360 円 (機構事業費 15,768,360 円の内、観光拡大支援事業補助金を除く) が支出されているので、[]には合計 33,390,360 円が支出されており、これは米沢市負担金 36,000,000 円の約 92.8 パーセントに相当する。【第 8 号証】

[]が実行組織となること自体は国認定計画に予定されていたが、だからこそ、米沢観光推進機構による独立した合意形成、利益相反排除、価格審査、専門人材の配置及び米沢市による成果確認が必要であった。それらを裏付ける資料が存在しないまま、市負担金の 92.8%が同社に支出されたことが、本件の違法又は不当性の核心である。

一方、機構には独自の職員名簿、給与台帳及び事務所使用契約も存在しない。

これらの事実を総合すれば、米沢観光推進機構は、独自に職員を雇用し、事務所を運営し、自ら事業を企画、実施及び検査する主体というより、米沢市から受領した資金を[]等に移転する通過的機能を果たし、その結果、競争性・価格審査等を実質的に確保しない疑いが強い。【第 9 号証】

したがって、米沢市は、なぜ同機構を介在させ[]等に事業委託する必要があるのか、なぜ市が直接契約及び検査を行わないのか、同機構を介在

させることにより市民がどのような利益を得るのかを具体的に説明しなければならない。

○補正書による補足説明

監査請求書本文で、米沢観光推進機構の違法な実態を述べ、当機構は自律した組織ではなく、米沢市から受領した資金を[]等に移転するだけと主張し、違法又は不当の理由としている。

この行為は、実態のないトンネル団体を使った公金の迂回支出であり、当機構には実質的な事業実態がなく、私企業である[]等への利益供与にすぎず、①地方自治法第2条第14項(最小の経費で最大の効果)、②経費の不当膨張を禁じた地方財政法第4条第1項、③公益上の必要性を要件とする地方自治法第232条の2に違反する違法な支出であり、また本件の実態のないトンネル団体を使った公金の支出は、地方自治法第234条に定める正当な入札を回避し、[]を優遇する目的で行われた違法な支出である。

加えて、特定の株式会社の利益を図る目的で、自治体に損害を与えるような不適切な支出は刑法第247条(背任罪)にも抵触する。

- (5) 国に認定された地域再生計画及び第4期米沢市観光振興計画に定める実施体制と実際の体制との整合性が確認できないこと

米沢市が国に提出し認定を受けた地域再生計画では、民間出資により設立された[]を事業の直接的な実行役とする一方、行政を含む関係団体で組織する米沢観光推進機構において、観光戦略及び各事業についての合意形成を図るものとされている。

また、同計画では、専任の事務職員2名並びに財務及びDXの専門人材を配置し、事業の企画及び運営から財務管理までを担うとともに、プロジェクトをマネジメントできる人材を配置して、タスクチームにより事業を実行する体制が予定されている。

さらに、事業開始後は、米沢観光推進機構に専門的な職員を配置し、マーケティング、ブランディング及びプロモーション等を展開するとともに、米沢市行政経営市民会議及び米沢市観光振興委員会において、毎年度、事業及びKPIの達成度等を検証することとされている。

第4期米沢市観光振興計画においても、観光推進体制の整備を市の観光施策として位置付け、行政、観光関係団体、民間事業者等が連携して観光振興を推進することが予定されている。

しかし、請求人が取得し、又は情報公開により確認した資料によれば、米沢観光推進機構には、独自の職員名簿、給与台帳及び事務所使用契約が存在せず、同機構の事務局業務は米沢市職員及び[]の役員が担っている。

また、同機構が、[]への各業務の委託に先立ち、関係団体との合意形成を行い、個々の事業の必要性、委託先、契約金額及び期待される成果を独立して審議したことを示す議事録、選定理由書、見積比較資料その他の文書は確認

できない。

加えて、[redacted]の役員が米沢観光推進機構の事務局構成員であるにもかかわらず、同社との契約に関する審議、委託先選定及び価格審査から当該役員を除外したことを示す除斥記録その他の利益相反回避措置も確認できない。

さらに、令和7年度の米沢観光推進機構の収入は、ほぼ全額を米沢市からの負担金36,000,000円に依存し、その約92.8パーセントに当たる33,390,360円が、補助金及び委託料として[redacted]に支出されている一方、同機構自身の事務費は26,989円にすぎない。

以上の事実は、米沢観光推進機構が、国に認定された地域再生計画上予定されていた、関係団体間の合意形成、独立した事業企画、専門人材による事業運営及び財務管理を実質的に担っていたかについて、重大な疑問を生じさせる。

[redacted]が事業の直接的な実行役となること自体は、地域再生計画において予定されていたものである。

しかし、それは同社に対し、市負担金の大部分を、選定理由、価格比較、利益相反回避及び成果確認を欠いたまま支出することまで正当化するものではない。

むしろ、同社を直接的な実行役とする計画であったからこそ、米沢観光推進機構における独立した合意形成、専門人材の配置、契約相手方及び価格の審査、利益相反の排除並びに米沢市による事業及びKPIの検証が必要であった。

したがって、監査委員は、本件負担金の支出に当たり、国に認定された地域再生計画及び第4期米沢市観光振興計画に定める実施体制が実際に整備され、同機構が計画上の役割を実質的に果たしていたか、専任職員及び専門人材が誰で、どのような契約又は身分により配置され、どの業務に従事したか、並びに事業及びKPIについて所定の検証が行われたかを監査すべきである。

これらの計画上の体制及び検証が実施されていなかった場合には、本件負担金は、国及び市が予定した事業実施体制を欠いた団体に対し、その事業遂行能力、支出の必要性、金額相当性及び成果を確認しないまま交付された違法又は不当な公金支出である。

○補正書による補足説明

本件負担金は、令和7年度米沢市版DMO推進事業費として予算化され、米沢観光推進機構負担金として支出されたものである。したがって、その支出は、単に予算科目上「負担金」と記載されているだけで足りるものではなく、米沢市版DMO推進事業の目的、国に認定された地域再生計画に定める実施体制及び第4期米沢市観光振興計画【補足第6号証】の趣旨に従って執行されなければならない。

この項目は、計画との不一致そのものを違法と主張するものではなく、米沢市が36,000,000円を支出する際、予算目的である米沢市版DMO推進事業を実施できる体制、専門人材、合意形成、利益相反回避、成果確認、KPI検証が実際にあるかを確認しなかったため、地方自治法232条の3、及び地方財政法4条1項、及び米沢市補助金等適正化規則に反する、という趣旨である。

(6) 実績報告、成果審査及び交付額の確定が行われていないこと

本件 36,000,000 円は、予算及び支出命令書上「米沢観光推進機構負担金」と表示されている。しかし、本件支出は単に名称が負担金であることにより、使途内容の如何に関わらず適法となるものではない。このことは【第 4 号証】で分かるように米沢市も適法となる根拠を持ち合わせてはいない。

米沢市が本件 36,000,000 円を支出するに当たっては、地方自治法第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。を遵法しなければならない。

公共団体(米沢市)の支出の原因は「米沢市 DMO 推進事業費」であることにより、少なくとも、米沢観光推進機構が本件負担金により実施すべき事業内容、成果物、実績報告義務、精算方法、未執行額又は目的外使用額の返還義務、米沢市による成果確認及び検査方法を明確にした上で、支出負担行為、支出命令及び支払を行う必要があった。

ところが、請求人が取得した公文書中には、米沢観光推進機構から米沢市に対する正式な実績報告書、成果物、精算書、米沢市による成果審査書、検査調書及び交付額確定通知書が存在しない。【第 4 号証】

また、米沢市が本件負担金を支出する際に、米沢観光推進機構に対し、実績報告、成果物提出、精算、検査、未執行額又は目的外使用額の返還を条件として明示した協定書、交付条件書、交付決定通知書その他の文書も確認できない。

したがって、米沢市副市長及び産業部観光課長は、本件 36,000,000 円を支出するに当たり、支出後に市が成果、実績、金額相当性及び予算目的適合性を確認し、不適正支出があれば返還を求めるための手続的担保を設けないまま、支出負担行為、支出命令及び支払を行ったものであり、これは「支出負担行為は、予算の定めるところに従う」とした地方自治法第 232 条の 3 に反する違法又は不当な財務会計上の行為である。

また、本件では、米沢観光推進機構から米沢市への実績報告及び成果確認資料が存在せず、米沢市側の検査調書及び成果審査書も存在しないため、米沢市は、本件 36,000,000 円が米沢市版 DMO 推進事業の目的達成のため必要かつ相当な金額であったかを確認していないことは、目的達成に必要かつ最少限度であることを確認しないまま 36,000,000 円を支出したことになり、地方公共団体の経費は目的達成に必要かつ最少限度を超えて支出してはならないと定める地方財政法第 4 条第 1 項に反する違法又は不当な支出である。

そして、米沢観光推進機構が実績報告書、成果物、精算書等を提出していないにもかかわらず、米沢市が同機構に対し報告を求めず、成果審査、額の確定、交付決定の取消し、返還命令、不当利得返還請求又は損害賠償請求等を行っていないことは、米沢市が有する返還請求権又は損害賠償請求権その他の財産的権利の管理を怠る事実

である。

よって、本件支出負担行為、支出命令及び支払が、実績報告、成果審査、額確定及び返還手続を担保しないまま行われた違法又は不当な財務会計上の行為であるとともに、支出後に米沢市が実績報告、成果審査、額確定、取消し、返還請求等を行っていないことは、財産管理を違法又は不当に怠る事実にあたる。

(7) 副市長事務委任規則は実体的違法性を治癒しないこと

ア 「実質的な支配関係」による双方代理・利益相反の成立

民法第108条(双方代理・自己契約の禁止)の根拠は、「一人の人間が両方の立場に立つことで、一方の利益が害される(公金が不当に身内に流れる)こと」を防ぐ点にある。

形式上の決裁印を副市長に変えたとしても、支出を受ける団体のトップが市長であり、その支出を決定する組織の長も市長である以上、市長が実質的な意思決定を両側から支配している事実(実質的利益相反)は消えない。

裁判例でも、形式的な名義変更や決裁者の変更によって利益相反の事実を隠蔽しようとする行為は、「法の趣旨を潜脱する無効な行為」と判断されている。

イ 副市長の「善管注意義務違反」および「共同不法行為」

副市長が「これは市長が会長を務める団体への支出であり、かつ入札逃れの性質を持つ違法な負担金支出である」と認識しながら、市長の代わりに決裁(財務執行)を行った場合、副市長には地方自治法上の忠実義務善管注意義務違反が成立する。

市長が実質的に指示し、副市長が形式的な決裁を行うことで違法支出を完成させたのであれば、両者は「共同不法行為者(民法第719条)」となり、住民訴訟において市長のみならず副市長個人に対しても、市への損害賠償責任を連帯して追及することになる。

ウ 市長の「職務専権」と指揮命令下の決裁

副市長は市長の補助機関であり(地方自治法第167条)、市長の指揮命令下にあることから、最高責任者である市長が関係する事案において、部下である副市長が独立した第三者として客観的・中立的な決裁を行ったとするには、組織の構造上不可能である。これは「双方代理の禁止を免れるために部下に決裁させた」と判断するのが相当であり、財務手続きの公正確保を意図的に歪めた「裁量権の濫用・不誠実な執行」として違法又は不当である。

※双方代理・利益相反の違法に付いては議会でも問題視【補足第7号証】されていることから、監査委員は地方自治法第199条7項に則り、米沢観光推進機構を媒介として[]への公金支出が公益に資するものか、適正な監査を切に望むものである。

4 米沢市に生じた損害

負担金として米沢観光推進機構に支出した金 36,000,000 円

5 求める措置

米沢市は違法又は不当に支出された負担金 36,000,000 円を、支出の相手方である米沢観光推進機構に対し、返還請求するよう求める。

第4 請求の受理

本監査請求は、令和 8 年 6 月 15 日に提出され同日受付した。地方自治法（本章において以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を具備しているかについて審査を行った結果、補正が必要と認められた。このため、請求人に対し令和 8 年 6 月 22 日に補正を求めたところ、令和 8 年 7 月 1 日に請求人より補正書の提出がなされた。

改めて、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を具備しているかについて審査を行った結果、要件審査と並行して監査を実施して事実関係を確認する必要があると判断し、要件を具備していることを前提として、令和 8 年 7 月 2 日付で受理した。

第5 監査の執行

1 監査対象部課

観光文化スポーツ部観光課

2 監査対象事項

措置請求書の記載内容等から、監査の対象事項を次のように判断した。

- (1) 本件負担金の支出負担行為日が令和 7 年 6 月 10 日であるところ、地方自治法第 242 条第 2 項に定める期間（1 年）を徒過しての措置請求に正当な理由があるか。
- (2) 令和 7 年度米沢観光推進機構負担金の支出に関し、請求人が主張する 7 項目について違法又は不当の事実があるか。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

- (1) 地方自治法（本節において以下「法」という。）第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 21 日に請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。法第 242 条第 8 項に基づき関係課の立ち合いを認めたところ、関係課職員 1 名が立ち会った。請求人から請求内容の補足説明があり、追加の証拠が 1 点提出された。

- (2) 陳述は本件請求の趣旨を補足するものであり、その要旨は次のとおりである。

①本件負担金の法的性質及び米沢市補助金等適正化規則違反

議決された費目を恣意的に変更し、米沢市財務規則（歳出予算流用）に違反。業務委託を「負担金」と偽装し、入札回避や特定の団体への随意払いを行ったため、地方自治法に脱法・潜脱する違法支出である。また、資金使途の確認や精算を怠り、財産管理の不作為に当たる。

- ②請求側と審査・支出側との職務分離がなく、独立した審査が行われていないこと
負担金の請求側と審査・支出側の担当者（米沢市観光課職員や副市長）が同一人物

であるため、職務分離が機能せず、利益相反が生じている。特に、特定の私企業役員が機構の事務局も兼ね、公金はその私企業にほぼ全額流れる構図は「不当利得」であり、利益相反回避措置も確認できない。

③特定会社の単独見積額が、比較及び価格審査資料のないまま契約額として採用されていること

単独見積を比較検討なく採用しており不適切。機構は実質的に市の機関であり、機構から特定私企業への支払は実質的に市から私企業への直接発注と同視できるため、市の財務会計上の行為と見なすべきである。

④米沢観光推進機構は資金移転を媒介する通過的機能を果たしている疑い

米沢観光推進機構は、入札回避のための「トンネル団体」であり、公金を特定の私企業に流すための「通過的機能」を果たしている疑いがある。実質的な事業実態がなく、公金の「利益供与」に当たる違法な支出である。また、再委託は規則違反であり、職員の職務専念義務・営利企業従事制限違反、さらには官製談合等の犯罪行為の可能性も指摘される。

⑤国に認定された地域再生計画及び第4期米沢市観光振興計画に定める実施体制と実際の体制との整合性が確認できないこと

国認定計画等で定められた実施体制（専任職員、合意形成、審査、利益相反回避など）が実際には整備されていない。機構に独自の職員や事務所がなく、市職員と特定私企業役員が事務を担い、負担金はその私企業に集中しており、入札回避目的で恣意的に設立された疑いがある。

⑥実績報告、成果審査及び交付額の確定が行われていないこと

負担金の支出において、事業内容、実績報告、精算方法、返還義務などの手続きが明確にされず、実績報告書や成果物、検査調書、交付額確定通知書も存在しない。これにより、公金支出が適正かつ最小限度であるか確認できないまま支出されており、市の財産管理を怠る違法又は不当な行為である。

⑦副市長事務委任規則は実体的違法性を治癒しないこと

副市長が決裁しても、支出先団体のトップが市長であり、市長が実質的に意思決定を両側から支配しているため、「実質的利益相反」は解消されていない。副市長が違法性を認識しながら決裁した場合、市長と「共同不法行為者」となり、裁量権の濫用や不誠実な執行にあたり、違法又は不当である。

4 関係課の弁明書及び証拠書類

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、監査対象課である観光文化スポーツ部観光課に対して弁明書及び証拠書類の提出を求め、令和8年7月17日に弁明書及び証拠書類が提出された。また、令和8年7月28日に補正書が提出された。

弁明書及び補正書の内容は次のとおりである。（できる限り原文に即して記載する。なお、証拠書類の記載を省略する。）

(1) 弁明の趣旨

本請求を棄却するとの決定を求める。

(2) 事実の認否

請求人が令和 8 年 6 月 15 日付けで提出した市職員措置請求書及び補正書の記載事実について、次のとおり認否する。

①本市が令和 7 年度 DMO 推進事業費として米沢観光推進機構（以下「機構」という。）

に対し 36,000,000 円を負担金として支出したことは認める。

②機構が米沢市版 DMO における観光戦略の策定及び関係団体との合意形成を担う組織であり、XXXXXXXXXX が事業実施を担う組織であることは認める。

③その余の主張については否認する。

(3) 弁明の理由

① 支出負担行為に係る決裁年月日の記入について

機構の負担金支出に係る起案書（5 証拠書類（1）令和 7 年度米沢観光推進機構負担金についての起案書。請求人より事実証明書【第 1 号証】として提出されたものと同一の文書）において、当課の担当者が決裁年月日を記入した件については、当課の事務処理上の不備であり、深くお詫び申し上げます。しかしながら、この事務処理上の不備は、当該決裁及び決裁日の有効性を損なうものではない。支出負担行為は、紙文書による起案・決裁を行った後、財務会計システムにおいて起案・決裁を行うという二段階の手続を経て執行している。

具体的には、令和 7 年 6 月 6 日に紙文書による支出負担行為の起案を行い、同年 6 月 10 日に決裁権者である副市長の決裁を受けた。決裁済みの紙文書は、同日中に秘書広報課から当課へ返却されている。その際、返却された文書に決裁年月日の記載がなかったことから、担当者が決裁年月日を記入したものである。

その後、この決裁済みの紙文書を PDF 化し、添付書類として財務会計システムによる支出負担行為の起案を翌日令和 7 年 6 月 11 日に行い、システム上での決裁は令和 7 年 6 月 12 日に完了している。これら一連の手続については、財務会計システム上の記録及びその後の事業執行状況により明確に確認することができる。

担当者が決裁年月日を記入したことは事実であり、この取扱いが文書管理規程に適合していなかったことについては重ねてお詫び申し上げます。しかしながら、この記入は、あくまで事務処理上の手違いによるものであり、紙文書における決裁は令和 7 年 6 月 10 日に完了し、財務会計システムにおける決裁は令和 7 年 6 月 12 日に完了しており、当該支出負担行為が有効に成立していたという事実を左右するものではない。

② 請求人の各主張について

ア 請求書 3（1）について

一般的に、地方公共団体が構成団体として参画する団体の運営や事業に要する経費について、構成団体として負担するために支出するものは、負担金として整理されている。

米沢市版 DMO は、本市における観光地域づくりを推進するため、地域の観光関係団体、商工団体、農業団体その他の関係機関が参画し、観光戦略の策定及び合意形成を行う機構と、その戦略に基づく事業を実施する [] を一体として運営する仕組みとして設立されたものである。本市は、機構の構成団体として参画し、機構が実施する DMO 推進事業を関係団体と共同で推進する立場にある。

本件負担金は、DMO 推進事業を実施するため、本市が機構の構成団体として負担すべき経費として、機構設立当初から負担金として整理し、支出してきたものである。

また、本件負担金については、米沢市版 DMO の設立に当たり、本市が構成団体として関係団体と共同で事業を推進することが適当であるとの整理のもと、負担金として予算措置を講じてきたものであり、毎年度、機構総会において事業計画及び収支予算の議決を経た上で、市議会の議決を経た予算に基づき執行している。

したがって、本件負担金は、機構の公益活動を一般的に助成することを目的とするものではなく、本市が機構の構成団体として DMO 推進事業を関係団体と共同で実施するために負担する経費であることから、本市においては、負担金として適切に整理し、執行しているものである。

なお、本件負担金を負担金として整理した経緯については、「他自治体の DMO（やまがたアルカディア観光局）の運営状況を調査した結果、構成市町村からの負担金を主な財源として運営されており、本市においても同様の整理を行ったこと」「市が担う観光振興施策について、行政のみならず地域の関係団体と連携し、より効果的に推進する役割を DMO が担うことから、補助金ではなく負担金として支出することが適当と判断したこと」「設立当初は本市からの負担金を主な財源としつつ、将来的には本市以外の構成団体からも負担金を負担いただくことを想定していたこと」を確認している。

さらに、本市財政課に確認したところ、米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第 2 条に記載されている「補助金等」には、補助金のほか、同様の性質を持つ交付金、奨励金、助成金などといった名称のものが含まれるものの、負担金は含まれないとの見解であった。

以上のとおり、本件負担金は、本市が機構の構成団体として DMO 推進事業を共同で推進するために負担する経費として整理されたものであり、補助金として交付するものではないことから、米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則の適用を受けるものではなく、同規則に反して支出されたものではない。

イ 請求書 3（2）について

（ア）請求人は、負担金を請求する側と公金を支出する側が同一人物であることは、民法第 108 条に抵触し、違法又は不当である旨主張している。

しかし、令和 5 年度住民監査請求に係る監査結果において、双方代理に類推適用される事務処理について指摘を受けたことから、本市では当該監査結果を踏まえ、「米沢市副市長に対する事務委任規則」に基づく副市長委任事務による取扱いへ変更するなど、双方代理と類推適用される事務処理とならないよう必要な改善措置を講じ、その

後は当該取扱いに基づき適正に事務処理を行っている。

したがって、請求人が主張する自己契約又は双方代理に該当する事実は認められず、本件負担金の支出を違法又は不当と評価することはできない。

(イ) 請求人は、負担金を請求する側には[]の役員が関与し、同社が機構を介して本件負担金の大部分を受領していることは利益相反行為に当たり、違法又は不当である旨主張している。

しかし、機構から[]へ委託する事業及びこれに係る予算については、機構の戦略会議、幹事会及び総会において事業計画及び収支予算として審議、議決され、機構を構成する会員団体の総意に基づき決定されるものであり、特定の者の意思のみにより決定されるものではない。

また、[]は、機構の議決に基づき DM0 推進事業の実施を受託している事業者であり、本件負担金が同社へ支払われる委託費の原資となっていることのみをもって、直ちに利益相反行為に当たるものではない。

したがって、請求人が主張する利益相反が存在すると認めることはできず、本件負担金の支出を違法又は不当と評価することはできない。

(ウ) 請求人は、本件負担金の支出に係る起案書について、財政課長を経由し総務部長の合議を要するにもかかわらず、その合議を行ったことを確認できる資料が存在しないことから、適正な事務手続が行われていない旨主張している。

しかし、機構に対する負担金の支出に係る起案書（5 証拠書類（1）「令和 7 年度米沢観光推進機構負担金について」の起案書。請求人が事実証明書第 1 号証として提出したものと同一の文書）において、財政課長を経由し総務部長の合議を受けていることが確認できることから、請求人の主張は当たらない。

また、請求人は、本市観光課長が機構の事務局長を兼任していることをもって、民法第 108 条に抵触し、違法又は不当である旨主張している。

しかし、民法第 108 条は、同一人が契約当事者双方の代理人として契約を締結する場合又は自己と本人との間で契約を締結する場合を規制するものであり、本市観光課長が機構の事務局長を兼任していることは事実であるが、本市及び機構のいずれにおいても意思決定権者ではないことから、その事実のみをもって、直ちに同条に抵触するものではない。

したがって、本市観光課長が機構の事務局長を兼任していることをもって、民法第 108 条に抵触し、本件負担金の支出が違法又は不当であるということとはできない。

(エ) 請求人は、地方公務員法第 35 条の職務専念義務及び同法第 38 条の営利企業等従事制限を根拠として、本市職員が機構の事務局長を兼任することは違法であり、その職員が行う契約及び支出負担行為も違法又は不当である旨主張している。

しかし、米沢市行政組織規則第 6 条において、観光課の所掌事務には「観光事業の推進に関すること。」が規定されており、本市が構成団体として参画する米沢市版 DM0 の推進に係る業務は、この所掌事務に含まれるものである。また、機構の処務規程において、本市観光課長を機構の事務局長に充てる旨が定められていることから、本市

観光課長が機構の事務局長を兼任することは、これらの規定に基づき、本市の観光行政を推進するための職務として行っているものである。

機構は米沢市版 DM0 の中核を担う組織であり、本市は構成団体として機構と連携しながら観光振興施策を推進する立場にあることから、本市観光課長が機構の事務局長を兼任することは、公務とは別個の私的な立場で行われるものではなく、公務として行われる職務であり、地方公務員法第 35 条に規定する職務専念義務に反するものではない。

また、地方公務員法第 38 条は、職員が営利企業の役員等を兼ね、営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することを制限する規定であるところ、機構は、本市をはじめとする関係団体で構成される任意団体であり、本件負担金等を主な財源として DM0 推進事業その他の観光施策を実施する団体であって、営利を目的として事業を行うものではない。

さらに、本市観光課長は営利企業の役員等を兼ねるものではなく、自ら営利企業を営むものでもなく、機構の事務局長についても、本市職員としての職務の一環として無報酬で兼任しているものである。

したがって、本市観光課長が機構の事務局長を兼任することは、地方公務員法第 35 条及び第 38 条に抵触するものではなく、そのことを理由として本件負担金に係る契約及び支出負担行為を違法又は不当と評価することはできない。

(オ) 請求人は、機構規約第 7 条には「機構の会計及び契約等の行為は事務局が行うものとする」と規定され、事務局は本市職員及び[]の職員で構成されていること、また、機構が同規約第 6 条第 2 号に規定する「事業収入」を得ることなく、本件負担金の 92.8%を[]へ支出していることをもって、刑法第 247 条に抵触し、違法又は不当である旨主張している。

しかし、刑法第 247 条に規定する背任罪は、他人のために事務を処理する者が、その任務に背き、自己又は第三者の利益を図り、又は本人に損害を加える目的で行為し、本人に財産上の損害を与えた場合に成立するものである。

本件においては、[]への委託は、機構の戦略会議、幹事会及び総会において議決された事業計画及び収支予算に基づき適正に執行されているものであり、また、機構規約第 6 条第 2 号に規定する「事業収入」の有無や、本件負担金のうち[]へ委託費として支出される割合をもって、直ちに任務違背行為又は財産上の損害が認められるものではない。

したがって、請求人の主張をもって刑法第 247 条に抵触するものとはいえず、本件負担金の支出を違法又は不当と評価することはできない。

ウ 請求書 3 (3) について

(ア) 請求人は、他事業者からの見積書等が存在しないことをもって不適正な契約である旨主張している。

米沢市版 DM0 は、設立当初から機構と[]による二者連携の

体制により運営しており、機構で合意形成を行い、実行組織である[]で事業を推進するという体制となっている。これにより、機構は、[]への委託事業の実施に当たり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び米沢市契約規則第26条第2項第2号の規定を準用し、同社1者から見積書を徴した上で、同社と随意契約を締結している。このことから、本件について、請求人が主張する資料が存在しないことのみをもって契約が違法又は不当であるということとはできないし、また、このことをもって本件負担金の支出を違法又は不当と評価することはできない。

(イ) 請求人は、機構の契約等の事務を本市職員で構成される事務局が行い、本市から機構への負担金の支出についても本市職員が事務を行っていることから、機構は実質的に本市と一体であり、機構から[]への支出は本市の財務会計上の行為として監査の対象となる旨主張している。

しかし、機構は、本市の内部組織ではなく、地域の観光関係団体、商工団体、農業団体その他の関係機関で構成される独立した任意団体であり、本市はその構成団体の一つとして参画しているものである。

また、機構から[]へ委託する事業及びこれに係る予算については、機構の戦略会議、幹事会及び総会において審議・議決され、機構を構成する会員団体の総意に基づき決定されるものであり、本市が単独の意思により決定するものではない。

さらに、本市が支出する負担金は、機構の構成団体として負担すべき経費を支出するものであり、その後の機構における予算執行及び契約事務は、機構の責任と権限において行われるものである。したがって、機構から[]への支出をもって、直ちに本市の財務会計上の行為であるということとはできない。

また、請求人は地方自治法第199条第7項を根拠として、機構の出納その他の事務の執行について監査対象となる旨主張している。しかし、同項は監査委員の監査権限を定めた規定であり、本件負担金の支出が違法又は不当であることを基礎付けるものではない。

したがって、機構が本市と実質的に一体であることを前提として、機構から[]への支出を本市の財務会計上の行為であるとし、本件負担金の支出を違法又は不当とする請求人の主張には理由がない。

エ 請求書3(4)について

(ア) 請求人は、「米沢市は、なぜ機構を介在させ[]等に事業委託する必要があるのか、なぜ市が直接契約及び検査を行わないのか、機構を介在させることにより市民がどのような利益を得るのかを具体的に説明しなければならない。」と主張している。

米沢市版DMOは、設立当初から、機構と[]がそれぞれの役割を担う二者連携の体制により運営している。機構は、観光関係団体、商工団体、農

業団体その他の関係機関など、多様な会員団体により構成されており、地域の幅広い関係者が観光地域づくりに関する意見を出し合い、観光戦略や事業方針について協議し、合意形成を図る役割を担っている。一方、[]は、機構において決定された方針に基づき、具体的な事業を実施する実行組織として位置付けられている。事業計画及び収支予算については、戦略会議及び幹事会における協議、審議を経た上で、総会において議決しており、特定の団体や事業者の判断のみによって事業が実施されるものではない。

したがって、本件事業は、本市が個別に[]と直接契約して実施するのではなく、地域の多様な関係者による協議及び合意形成を経た上で、機構が主体となって事業を推進する仕組みとして構築されているものであり、この体制自体が米沢市版 DMO の基本的な運営形態となっている。

このような体制により、地域全体の観光振興の方向性を共有しながら事業を推進することが可能となり、観光客の誘致、地域経済の活性化、観光情報の発信強化、観光 DX の推進などを通じて、市民及び地域全体に幅広い利益をもたらすことを目的としている。

(イ) 請求人は、機構は自律した組織ではなく、本市から受領した負担金を[]等へ支出するだけの実態のない「トンネル団体」であり、本件負担金は同社への利益供与にすぎないことから、地方自治法第 2 条第 14 項、地方財政法第 4 条第 1 項、地方自治法第 232 条の 2 及び地方自治法第 234 条に違反する違法又は不当な支出である旨主張している。

しかし、機構は、本市をはじめ、観光関係団体、商工団体、農業団体その他の関係機関で構成される任意団体であり、米沢市版 DMO における観光戦略の策定、関係団体間の合意形成及び事業全体の進行管理を担う組織として設立されたものである。

また、機構から[]へ委託する事業については、機構の戦略会議、幹事会及び総会において、事業計画及び収支予算として審議・議決され、機構を構成する会員団体の総意に基づき決定されているものである。したがって、機構は単に本市から受領した負担金を[]へ移転するだけの組織ではなく、米沢市版 DMO の意思決定及び事業推進を担う実体を有する組織である。

また、本件負担金は、本市が機構の構成団体として DMO 推進事業を共同で実施するために負担する経費であり、特定の事業者へ利益を供与することを目的として支出するものではない。

さらに、請求人が引用する地方自治法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項は、地方公共団体の財政運営に関する基本原則を定めた規定であり、本件負担金の支出がこれらの規定に反する具体的事実は認められない。また、地方自治法第 232 条の 2 は補助金等の公益上の必要性を定める規定であるところ、本件負担金は補助金ではなく、本市が機構の構成団体として負担する経費であることから、同条を前提とする請求人の主張は当たらない。加えて、地方自治法第 234 条は、地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する規定である。本件負担金は、本市が機構の

構成団体として負担すべき経費を支出するものであり、本市と[]との契約ではないことから、同条の適用を前提として、入札を回避し同社を優遇したとする請求人の主張には理由がない。

したがって、本件負担金の支出を「実態のないトンネル団体を利用した公金の迂回支出」と評価し、地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項、地方自治法第232条の2及び地方自治法第234条に違反するとする請求人の主張には理由がない。

オ 請求書3(5)について

(ア) 請求人は、米沢市版 DMO 推進事業を実施できる体制、専門人材が実際にあるかを確認していない旨主張している。

しかし、米沢市版 DMO は、設立当初から、機構が観光戦略の策定及び合意形成を担い、[]が事業実施を担う二者連携の体制により運営している。地域再生計画においても、専任職員、専門人材及びプロジェクトマネジメント人材を配置することとしているが、これらを機構へ配置することは予定されていない。専任職員、専門人材及びプロジェクトマネジメント人材については、[]に配置し、これまで機構で策定した各事業を実施してきている。第4期米沢市観光振興計画においては、「本市の観光実態におけるマーケティング調査・分析を行い、まちづくりと観光振興を中・長期的視点から実践的にマネジメントできる専門的な人材を有する組織としての、(仮称)米沢市版 DMO の設立に取り組む」と位置付けられており、当該専門人材は、米沢市版 DMO の事業実施主体である[]に配置され、各事業を実施している。

したがって、専任職員、専門人材及びプロジェクトマネジメント人材を[]に配置していることは、米沢市版 DMO の設立当初から予定されていた役割分担に沿うものであり、地域再生計画及び第4期米沢市観光振興計画の内容に反するものではない。

(イ) 請求人は、機構が[]へ各業務を委託するに当たり、個々の事業の必要性、委託先、契約金額及び期待される成果について独立して審議した議事録、選定理由書、見積比較資料その他の文書が確認できず、また、[]の役員が機構の事務局構成員であるにもかかわらず、当該役員を契約に関する審議、委託先選定及び価格審査から除外したことを示す記録その他の利益相反回避措置も確認できないことから、本件負担金の支出は違法又は不当である旨主張している。

しかし、機構から[]へ委託する事業及びこれに係る予算については、機構の戦略会議、幹事会及び総会において、事業計画及び収支予算として審議、議決され、機構を構成する会員団体の総意に基づき決定されているものである。

また、請求人がいう議事録、選定理由書、見積比較資料、除斥記録等については、その作成が法令又は機構規約等により義務付けられているものではなく、これらの文書が存在しないことのみをもって、委託事務又は本件負担金の支出が違法又は不当と

なるものではない。

したがって、請求人が主張する各種文書又は利益相反回避措置に係る記録が確認できないことをもって、本件負担金の支出を違法又は不当と評価することはできない。

(ウ) 請求人は、合意形成、利益相反回避、成果確認及び KPI 検証が実際にあるかを確認していない旨主張している。

合意形成については、毎年度、機構の戦略会議及び幹事会を定期的を開催するとともに、年 1 回総会を開催し、機構で実施する観光施策等について協議及び意思決定を行っている。

利益相反の回避については、副市長委任事務による取扱いへ変更するなど必要な改善措置を講じ、その後は当該取扱いに基づき適正に事務処理を行っている。

成果確認及び KPI 検証については、米沢市行政経営市民会議において毎年度 DMO 推進事業の評価及び KPI の達成状況の確認を実施するとともに、米沢市観光振興委員会においても DMO 推進事業の評価を実施しているほか、令和 6 年度実施事業からは戦略会議委員による事業評価制度を導入し、その評価結果を翌年度以降の事業改善に反映している。

したがって、請求人が指摘する事項については、いずれも必要な体制及び運用が整備されている。

また、請求人がいう「米沢市版 DMO 推進事業を実施できる体制、専門人材、合意形成、利益相反回避、成果確認及び KPI 検証が実際にあるかを確認していないこと」が、地方自治法第 232 条の 3、地方財政法第 4 条第 1 項及び米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則に違反することにつながる理由は明らかではない。

なお、請求人が、本件負担金は米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則に反すると主張する趣旨は、同規則第 12 条を指すものと考えられ、同条は補助事業者等に対して補助事業等実績報告書の提出を義務付ける規定であるが、本件負担金は前掲(2)②アで述べたとおり、同規則に基づく補助金等に該当するものではないことから、同規則の適用を受けるものではない。

したがって、請求人の主張をもって本件負担金の支出を違法又は不当と評価することはできない。

カ 請求書 3 (6) について

(ア) 請求人は、「本件負担金は、予算及び支出命令書上『米沢観光推進機構負担金』と表示されている。しかし、本件支出は単に名称が負担金であることにより、用途内容の如何に関わらず適法となるものではない。このことは【第 4 号証】で分かるように米沢市も適法となる根拠を持ち合わせてはいない。」と主張している。

しかし、請求人が事実証明書【第 4 号証】として引用する文書は、「米沢市版 DMO 推進事業費としての予算費目を負担金に変更して支出することに問題がないとする法的根拠」に関する文書について情報公開請求があったことに対し、本市が不存在を理由として不開示決定を行った際の通知書である。

本件負担金については、前掲（２）②アのとおり、機構設立当初から本市の構成団体として負担すべき経費として整理し、継続して負担金として執行してきたものである。このため、個別の支出決定ごとに、本件負担金を負担金として支出する法的根拠や適法性について改めて検討し、その内容を記載した文書を作成することは予定されておらず、そのような文書は存在しない。

したがって、当該不開示決定は、請求人が求める内容を記載した個別文書が存在しないことを理由とするものであり、本件負担金の支出について法的根拠が存在しないことを意味するものではない。本件負担金は、議会の議決を経た予算及び機構の事業計画等に基づき、適正な手続の下で執行しているものであり、その執行に違法又は不当な点はない。

また、請求人は、米沢市版 DMO 推進事業費としての予算科目を負担金に変更して支出した旨主張しているが、そのような事実は存在しない。本件負担金は、機構設立当初から負担金の予算科目により継続して予算計上及び執行してきたものであり、各年度の予算科目は次のとおりである。なお、年度によって目の名称が異なっているが、これは国の交付金制度の見直しに伴い交付金の名称が変更されたことを受け、本市の予算における目の名称もこれに対応して変更したものであり、本件負担金の予算科目や支出の性質を変更したものではない。

【令和４年度】

２款：総務費／１項：総務管理費／１３目：地方創生推進交付金事業費／米沢市版 DMO 推進事業費／臨時経費／負担金、補助及び交付金／負担金／米沢観光推進機構負担金

【令和５年度】

２款：総務費／１項：総務管理費／１３目：デジタル田園都市国家構想交付金事業費／米沢市版 DMO 推進事業費／臨時経費／負担金、補助及び交付金／負担金／米沢観光推進機構負担金

【令和６年度】

２款：総務費／１項：総務管理費／１３目：デジタル田園都市国家構想交付金事業費／米沢市版 DMO 推進事業費／臨時経費／負担金、補助及び交付金／負担金／米沢観光推進機構負担金

【令和７年度】

２款：総務費／１項：総務管理費／１３目：新しい地方経済・生活環境創生交付金事業費／米沢市版 DMO 推進事業費／臨時経費／負担金、補助及び交付金／負担金／米沢観光推進機構負担金

（イ）請求人は、本件負担金の支出に当たり、実績報告書、成果物、精算書、検査調書、協定書、交付条件書、交付決定通知書等を作成し、精算、検査、返還等に関する条件を明示すべきであると主張している。

しかし、本件負担金は補助金ではなく、負担金として支出しているものであり、請求人が主張するような交付決定通知書、交付条件書、額の確定通知書等の作成を義務付ける法令、条例又は規則等は存在しない。請求人は、これらの文書を作成していな

いことが地方自治法第 232 条の 3 に反する違法又は不当な財務会計上の行為であると主張しているが、同条は、地方公共団体が支出負担行為を行うに当たり、法令及び予算に従うべきことを定めた一般原則を規定したものである。本件負担金は、議会の議決を経た予算に基づき、関係法令に従って支出負担行為を行っていることから、地方自治法第 232 条の 3 に違反するものではない。

したがって、請求人が主張する文書が作成されていないことをもって、本件負担金の支出が違法又は不当であるということはできない。

(ウ) 請求人は、機構から本市への実績報告及び成果確認資料、本市側の検査調書及び成果審査書が存在しないことをもって、本件負担金が米沢市版 DMO 推進事業の目的達成のため必要かつ相当な金額であったかを確認していないと主張している。

しかし、機構では、戦略会議、幹事会及び総会において毎年度、事業計画、収支予算、事業報告及び収支決算について審議、承認を行っているほか、事業実施期間中も戦略会議及び幹事会において事業の進捗状況について定期的に報告及び確認を行っている。また、事務局においても事前協議及び進行管理を実施するとともに、各事業終了後には[]から事業報告書の提出を受け、機構において完了検査を実施し、事業内容を確認している。機構の事務局は本市観光課が担っており、当課は機構の事務局として戦略会議、幹事会及び総会にも参加し、事業の計画、進捗、実績及び決算について継続的に確認していることから、本件負担金の執行状況及び事業内容を把握している。

また、請求人は、実績報告、成果審査及び金額相当性の確認を行っていないことをもって地方自治法第 232 条の 3 及び地方財政法第 4 条第 1 項に違反すると主張するが、これらの規定は支出負担行為の一般原則及び財政運営の基本原則を定めたものであり、請求人が指摘する事項が、直ちにこれらの規定に違反することとなる理由は明らかではない。

したがって、本件負担金の支出が地方自治法第 232 条の 3 及び地方財政法第 4 条第 1 項に反する違法又は不当な支出であるとはいえない。

(エ) 請求人は、機構が実績報告書、成果物、精算書等を提出していないにもかかわらず、本市が報告を求めず、成果審査、額の確定、交付決定の取消し、返還命令、不当利得返還請求又は損害賠償請求等を行っていないことは、本市が有する返還請求権その他の財産的権利の管理を怠る事実当たると主張している。

しかし、前掲(2)②アで述べたとおり、本件負担金は米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則に基づき支出する補助金ではなく、負担金として支出しているものであり、請求人が主張するような交付決定通知書、交付条件書、額の確定通知書等の作成を義務付ける法令、条例又は規則等は存在しない。

また、前述のとおり、本市は機構の事務局として機構の事業計画、進捗、実績及び決算について継続的に確認しており、事業内容及び負担金の執行状況を把握している。

したがって、返還請求権その他の財産的権利を行使すべき事由は認められないことから、本市が地方自治法第 242 条第 1 項にいう財産の管理を怠る事実があるとはいえ

ない。

キ 請求書 3 (7) について

請求人は、令和 5 年度住民監査請求に係る監査結果を踏まえて本市が講じた副市長委任事務への変更について、「副市長事務委任規則は実体的違法性を治癒するものではない」旨主張している。

本市では、令和 5 年度住民監査請求に係る監査結果を踏まえ、事務処理の公正性及び適正性をより明確に確保するため、「米沢市副市長に対する事務委任規則」に基づく取扱いへ変更した。

同規則は、市長が市長個人の名又はその名において代表となっている法人その他の団体と契約を締結する場合等において、その適正な執行を図るため、地方自治法第 153 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任することを目的として制定されたものであり、団体等に対する補助金、交付金、負担金等の交付及び請求に関する事務についても、副市長に委任することとしている。

委任された事務については、受任者（本件の場合は副市長）は自己の責任と名において処理し、長はこれを処理する権限を失うと解されている。

本件負担金についても、同規則に基づき副市長委任事務として取り扱い、市長に代わり副市長が当該事務に係る権限を行使することにより、市と機構との関係において双方代理と類推適用される事務処理とならないよう改善を図り、その後は当該取扱いに基づき適正に事務処理を行っている。

また、機構から [] へ委託する事業及びこれに係る予算については、機構の戦略会議、幹事会及び総会において事業計画及び収支予算として審議・議決され、機構を構成する会員団体の総意に基づき決定されているものであり、市長が単独の判断により特定の事業者へ利益を供与するものではない。

したがって、本市が副市長委任事務へ変更した趣旨は、令和 5 年度住民監査請求に係る監査結果を踏まえ、双方代理と類推適用される事務処理とならないよう、手続の公正性及び透明性をより明確に確保するための改善措置を講じたものである。そもそも本件負担金の支出について、請求人が主張するような実体的違法性は認められず、副市長委任事務への変更後も同規則に基づき適正に事務処理を行っていることから、本件負担金の支出を違法又は不当と評価することはできない。

(4) 結論

以上のとおり、本件負担金は、本市が機構の構成団体として DMO 推進事業を関係団体と共同で実施するために負担する経費であり、機構設立当初から負担金として整理され、議会の議決を経た予算に基づき適正に執行してきたものである。

また、機構は、米沢市版 DMO における観光戦略の策定及び関係団体との合意形成を担い、[] は、その戦略に基づく事業実施を担うという役割分担のもと運営されており、本件負担金についても、機構の戦略会議、幹事会及び総会におけ

る審議・議決を経て執行されている。

さらに、本市は、令和５年度住民監査請求に係る監査結果を踏まえ、副市長委任事務への変更等、事務処理の公正性及び透明性を確保するための改善措置を講じるとともに、事業の進捗管理、成果確認及び事業評価を継続的に実施している。

以上のことから、請求人が主張する民法、地方財政法、地方公務員法その他の法令違反並びに利益相反、トンネル団体、公金の迂回支出等の主張はいずれも理由がなく、本件負担金の支出について違法又は不当な点は認められない。

よって、本件請求には理由がないことから、これを棄却するとの決定を求める。

5 関係課の陳述

- (1) 令和８年７月２７日に観光文化スポーツ部観光課の陳述及び聴取を行った。地方自治法第２４２条第８項に基づき請求人の立ち会いを認めたところ、請求人２名が立ち会った。
- (2) 観光課の陳述の内容については、弁明書の内容に基づくものであったため記載を省略する。

第６ 監査の結果

以上の内容を踏まえ、監査委員は、次のとおり事実を認定し、判断した。

1 財務会計上の行為及び請求期間について

請求人は、その請求書及び補正書において、令和７年６月１０日付けで起案された「米沢観光推進機構負担金について」に係る、副市長による負担金３６,０００,０００円の交付及び支出に関する意思決定並びに支出負担行為を監査対象となる財務会計上の行為の一つとして具体的に特定している。

地方自治法第２４２条第２項は、住民監査請求の期間について、「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない」と定めている。ただし、「正当な理由があるときは、この限りでない。」とされている。

本件における「令和７年６月１０日付け起案「米沢観光推進機構負担金について」による支出負担行為」について、米沢市（以下「市」という。）からの弁明書及び添付資料により、以下の事実が確認できた。

当該起案は、令和７年度の米沢観光推進機構（以下、「機構」という。）に対する負担金３６,０００,０００円全額の支出負担行為として、令和７年６月６日に文書で起案され、同年６月１０日に決裁されていること。

また、同年６月１１日に財務会計システム上で起案を行い、同年６月１２日に決裁が完了し、支出負担行為が確定していること。

この支出負担行為は、令和７年度に機構へ支出される予定の負担金総額に関するものであり、その後の個別の支払行為に先行して行われる財務会計上の行為であること。

請求人の住民監査請求の提起日（請求書提出日）は令和８年６月１５日である。

支出負担行為が完了した日は、令和７年６月１２日であり、請求日である令和８年６月

15日までの期間は、1年と3日が経過している。

請求人は、補正書において、請求期間が1年を超えたことに対する「正当な理由」として、以下の点を主張している。

当該起案書を情報公開により入手したのが令和8年5月13日であり、その際、観光企画担当主査が決裁年月日を記入したとの言質を得たこと。

米沢市文書管理規程（以下「市文書管理規程」という。）に、市長及び副市長の決裁に係る決裁年月日の記入は秘書広報課長が行う旨の規定があるにもかかわらず、担当主査が記入したことから、「決裁日を令和7年6月10日とすることには真実性に合理的な疑いがある」とし、期間制限の適用外となることを主張している。

しかし、監査の結果、請求人の主張する「正当な理由」は以下の点で認められない。

①決裁年月日の記入者と決裁行為の有効性

請求人の主張は、市文書管理規程に定める決裁年月日の記入担当者と実際の記入者が異なることによる「真実性への疑い」を根拠とするものだが、これは決裁行為そのものの有効性や決裁日の事実を否定するものではない。決裁行為は、関係者が所定の手続きを経て意思決定を行うことで成立するものであり、決裁年月日の記入担当者の違いが直ちに決裁行為の成立日を無効にするものではない。

②客観的証拠との整合性

市は、弁明書において、当該起案書が令和7年6月10日に文書で決裁され、また、同年6月12日にシステム上での決裁が完了したことを明確に示しており、これらの日付はそれぞれ記録されている。

請求人の主張は、特定の担当者の言質や規定の解釈に基づく疑義にとどまり、この客観的な決裁記録に反する具体的な証拠や事実の提示はない。

したがって、請求人が特定した「令和7年6月10日付け起案「米沢観光推進機構負担金について」により副市長が行った、負担金36,000,000円の交付及び支出に関する意思決定並びに支出負担行為」は、住民監査請求の期間制限を徒過しており、不適法であるため、この点については却下する。

2 財務会計上の行為及び違法又は不当であると主張する7項目について

請求書及び補正書において、請求人は、機構に対する令和7年度負担金36,000,000円に関する一連の公金支出行為全体について、「違法又は不当な公金の支出」であると指摘している。

本件監査においては、請求人の主張を精査し、そのうち支出負担行為に関する指摘は対象外とし、以下の財務会計上の行為を監査の対象とした。

①支出命令番号8080による第1回分18,000,000円の支出命令により、令和7年6月20日に行われた同額の支払。

②支出命令番号22875による第2回分18,000,000円の支出命令により、令和7年10月3日に行われた同額の支払。

監査対象事項に対し、請求人は以下の7つの項目を挙げ、違法又は不当であると主張

している。次項より、これらの主張に対する監査結果を個別に述べる。

(1) 本件負担金の法的性質及び補助金等適正化規則違反について

請求人は、本件負担金が市が反対給付を受けていない「反対給付を伴わない給付金」であり、米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（以下「補助金等適正化規則」という。）に定める「補助金等」に該当することから同規則に違反すると主張している。

これに対して、市は、本件負担金が、米沢市版 DMO 推進事業を関係団体と共同で実施するための経費であり、「負担金」として整理している旨を弁明するとともに、「負担金」が補助金等適正化規則第 2 条に定める「補助金等」に含まれず、同規則の適用対象外であるとの見解を示している。

監査の結果、本件負担金について、以下のとおり判断する。

機構が実施する米沢市版 DMO 推進事業を通じて、観光客の誘致、地域経済の活性化、観光情報の発信強化といった公共目的の達成に貢献する成果が市にもたらされており、これをもって市は反対給付を受けていると考えられる。

具体的には、市が提出した「令和 7 年度米沢観光推進機構事業評価シート」の内容により、機構の事業活動が市の観光振興等の公共目的達成に貢献し、その成果が市にもたらされていることを確認した。

したがって、本件負担金を「反対給付を伴わない給付金」であるということとはできず、補助金等適正化規則の対象であるということとはできない。

このことから、本件負担金の支出が補助金等適正化規則に違反し、違法又は不当となるものではないと判断する。

(2) 請求側と審査・支出側の職務分離の欠如及び独立した審査の欠如について

請求人は、負担金を請求する側（機構）と公金を支出する側（市）が同一人物であること及び観光課長が機構事務局長を兼任することは民法第 108 条（自己契約及び双方代理等）に抵触すること、XXXXXXXXXX（以下「特定の株式会社」という。）役員が機構の事務局として関与し利益相反に当たる事態が生じていること、米沢市財務規則（以下「財務規則」という。）第 5 条に基づく合議が適正に行われていないこと、観光課長の兼任が地方公務員法第 35 条（職務に専念する義務）及び第 38 条（営利企業への従事等の制限）に違反すること、機構が特定の株式会社に負担金の大部分を支出することが刑法第 247 条（背任）に抵触することを主張している。

これに対して、市は、民法第 108 条への抵触については、米沢市副市長に対する事務委任規則（以下「事務委任規則」という。）に基づき副市長委任事務への変更がなされたことにより既に改善済みであること、利益相反行為についても、機構の総意による決定であったため該当しないこと、事務手続きに関しては、起案書により適正な合議が確認できること、地方公務員法違反に関しては、観光課長の兼任については、米沢市行政組織規則（以下「行政組織規則」という。）に基づく職務の一環であり、兼任先の機構が地

方公務員法第 38 条に規定する営利団体に該当しないことに加え、職務の一環として無報酬で兼任していることから、地方公務員法第 35 条及び第 38 条のいずれの規定にも抵触しないこと、刑法第 247 条への抵触についても、特定の株式会社への委託は機構の意思決定機関において議決された事業計画及び収支予算に基づき適正に執行されており、任務違背行為や財産上の損害は認められないことを弁明している。

請求人の主張する各論点について監査を行った結果は以下のとおりである。

①民法第 108 条（自己契約・双方代理の禁止）への抵触

市は、事務委任規則に基づき、本件負担金の支出に係る決裁権限を副市長へ事務委任することで、事務処理体制の適正化を図っており、民法第 108 条における自己契約・双方代理に該当する事実は認められない。

また、観光課長は本件負担金の支出において、市・機構どちらの意思決定を行う者ではないことから、同課長の兼任をもって民法第 108 条に抵触するとは認められない。

②利益相反行為

請求人が主張する利益相反行為については、機構と特定の株式会社間の行為であり、住民監査請求の対象である市の財務会計上の行為には該当しないため、本監査において、この点については検討しない。

③事務手続きの不備

提出された起案書を確認した結果、財政課長を経由し総務部長の合議を受けていることが記録されており、財務規則第 5 条に基づく事務手続きは適正に行われているものと認められる。

④地方公務員法違反

観光課長の機構事務局長の兼任は、行政組織規則に基づく市の観光行政推進の公務の一環として、観光事業の企画立案や情報発信といった機構の業務を遂行するために行われているものである。

この兼任が地方公務員法に抵触するか否かについて、まず、同法第 35 条（職務専念義務）は、職員が法令又は条例、規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない旨を定める。本件兼任は、市の観光行政推進という公務の一環として行われており、職務専念義務に反しているとまではいうことはできない。

また、同法第 38 条（営利企業等の従事制限）は、職員が営利企業等に従事する場合の制限を定める。機構は観光振興を目的とした非営利団体であり、機構の事務局長としての業務は、公務の一環として報酬を伴わないものであることから、同条に規定する営利企業等への従事には該当しない。

⑤刑法第 247 条（背任）への抵触

請求人が主張する刑法第 247 条への抵触については、機構と特定の株式会社間における主張であり、住民監査請求の対象である市の財務会計上の行為には該当しないため、本監査において、この点については検討しない。

以上の監査結果に基づき、請求人の主張する各論点はいずれも、本件負担金の支出が

違法又は不当とする理由には当たらないものと判断する。

(3) 特定会社の単独見積額採用の不適正について

請求人は、機構が特定の株式会社に対し、単独見積で業務を委託し、その選定プロセス及び金額が不適正であると主張している。また、機構は実質的に自治体と一体であり、その支出は市の財務会計上の行為として監査の対象であるとしている。

これに対して、市は、機構は独立した任意団体であり、委託事業・予算は機構の意思決定機関で決定されているものであり、契約手続きは機構の規定に基づくものであることから、機構の支出は市の財務会計行為ではないと弁明している。

本件において請求人が問題視しているのは、機構と特定の株式会社との間の個別の業務委託契約における選定過程及びその契約金額の適正性であると認められる。請求人は、当該業務委託契約が市の財務会計上の行為であるため本監査の対象となると主張し、その根拠として地方自治法第 199 条第 7 項を提示している。

しかし、地方自治法第 199 条第 7 項は、監査委員が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査できる旨を定めているが、これは監査委員の権限を規定するものであり、機構と特定の株式会社との契約が住民監査請求の要件である市の財務会計上の行為となることを意味するものではない。

また、機構は、市の内部組織ではなく、独自の意思決定機関（戦略会議、幹事会、総会）を有する独立した任意団体である。市が機構に対し負担金を支出する行為は市の財務会計上の行為であるが、機構がその負担金を原資として他の団体（特定の株式会社）と契約を締結する行為は、機構の財務会計上の行為と位置付けられる。

したがって、本件で請求人が指摘する機構から特定の株式会社への委託契約に係る行為は、住民監査請求の対象となる市の財務会計上の行為には該当せず、本監査において、この点については検討しない。

(4) 米沢観光推進機構の資金移転を媒介する通過的機能への疑義について

請求人は、機構が実体のない「トンネル団体」であり、公金の迂回支出であると主張している。これは、市から機構への負担金支出自体が、実質的に違法な公金の支出であるとの主張である。さらに、この支出は地方自治法第 2 条第 14 項、地方財政法第 4 条第 1 項（予算の執行等）、地方自治法第 232 条の 2（寄附又は補助）、及び地方自治法第 234 条（契約の締結）に違反する支出であり、特定の株式会社の利益を図る目的で自治体に損害を与える支出は、刑法第 247 条（背任）にも抵触すると主張している。

これに対して、市は、機構が米沢市版 DMO の意思決定を担う明確な事業実体を有する組織であり、「トンネル団体」ではないこと、市からの負担金は共同事業を推進するための経費として適正であること、特定の株式会社への委託も機構の判断に基づく適正なものであり、指摘された法令には違反しないと弁明している。

監査の結果、機構は、幹事会や総会等の意思決定機関を有し、事業計画の策定及び実施に関する議論と決定が行われているほか、米沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略や

地域計画（米沢市版 DMO を中心とした観光地域づくり計画）などの市の政策に位置づけられ、観光振興における戦略策定、事業実施、評価等を行うものであることを確認した。

これらのことから、機構が事業を実施していないということとはできない。

次に、市が本件機構に負担金を交付することは、米沢市版 DMO を通じて事業を推進するものであり、観光振興という公益性は認められる。市が機構への負担金を、一般的な補助金や請負契約とは異なり、機構を支えるため、そして、構成団体として負担すべき経費であると解釈することには一定の合理性が認められ、地方自治法第 232 条の 2 に違反するとはいえない。

また、本件負担金の支出は、地方自治法第 234 条に定める契約を要するものではなく、同条に違反するものでもない。

したがって、機構を「実態のないトンネル団体」と断定することはできず、請求人が主張するいずれの点についても、本件負担金の支出が違法又は不当とする理由には当たらないものと判断する。

なお、請求人が主張する刑法第 247 条への抵触については、機構と特定の株式会社間における主張であり、住民監査請求の対象である市の財務会計上の行為には該当しないため、本監査において、この点については検討しない。

(5) 地域再生計画及び第 4 期米沢市観光振興計画に定める実施体制との整合性の欠如について

請求人は、市が、予算目的の事業を実施できる適切な体制（専門人材の配置、合意形成、利益相反回避、成果確認、KPI 検証）が実際に備わっているかを確認せず負担金を支出したこと、また、機構から特定の株式会社への委託における議事録、選定理由書、見積比較資料等が確認できないことについて、地方自治法第 232 条の 3（支出負担行為）、地方財政法第 4 条第 1 項（予算の執行等）、及び補助金等適正化規則に違反すると主張している。

これに対して、市は、計画に定める専門人材を設立当初から株式会社に配置しており、機構が合意形成、利益相反回避、成果確認、KPI 検証を実施していると弁明している。これらの体制は計画の趣旨に沿って整備されており、負担金支出の際に市として必要な確認は行っているとし、機構の戦略会議等で事業の必要性や予算執行が審議・議決されているとしている。

監査の結果、市が負担金を支出するにあたり、機構の事業計画、予算書、組織体制等が米沢市版 DMO 推進事業の目的に合致し、計画に定める体制の趣旨に沿ったものであることを確認していたと認められる。特に、市の職員は機構の総会や幹事会、戦略会議等に事務局員として継続的に参加しており、機構の意思決定過程や事業実施状況、さらには専門人材の配置状況について、市として把握できる体制にあることを確認した。このことから、市は機構の体制整備について実態を伴った確認を行っていたと判断する。

したがって、地方財政法第 4 条第 1 項及び補助金等適正化規則に違反するとは認められないことから、本件負担金の支出が違法又は不当とする理由には当たらないものと判

断する。

なお、地方自治法第 232 条の 3 については、「第 6 監査の結果 1 財務会計上の行為及び請求期間について」に記載したとおり、当該支出負担行為は却下としたため、本監査において検討しない。

また、機構から特定の株式会社への委託における議事録、選定理由書、見積比較資料等に関する事項については、当該委託が機構と特定の株式会社との間の契約によるものであり、住民監査請求の対象となる市の財務会計上の行為には該当しないことから、本監査において検討しない。

(6) 実績報告、成果審査及び交付額確定の不履行について

請求人は、本件負担金について、実績報告や成果確認の手続きが不十分であり、未執行額等の返還も担保されていない点を問題視している。これにより、市は事業の目的達成に必要な最少限の費用であったかを確認せず支出したため、地方自治法第 232 条の 3（支出負担行為）及び地方財政法第 4 条第 1 項（予算の執行等）に違反し、違法又は不当な支出であると主張している。

さらに、実績報告等がないにもかかわらず市が返還請求等を行わないことは、市の財産管理を怠る事実にあたると主張している。

これに対して、市は、本件負担金が補助金ではないため、法令上の実績報告書等作成義務がなく、また、機構の事務局として事業計画、進捗、実績、決算を継続的に確認することで、事業内容及び負担金の執行状況を把握していると弁明している。

監査の結果、地方財政法第 4 条第 1 項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定しており、本件負担金は、観光客の誘致や地域経済の活性化などを図るという市の観光施策の目的を達成するための支出であることを確認した。

また、提出された証拠や書面を精査したが、最少の限度を超えて支出したことを示す根拠は確認できなかった。

したがって、請求人が主張する地方財政法第 4 条第 1 項に違反するとは認められないことから、本件負担金の支出が違法又は不当とする理由には当たらないものと判断する。

加えて、市が財産の管理を怠る事実があることを示す証拠は確認できなかった。

なお、地方自治法第 232 条の 3 については、「第 6 監査の結果 1 財務会計上の行為及び請求期間について」に記載したとおり、当該支出負担行為は却下としたため、本監査において、この点については検討しない。

(7) 「副市長事務委任規則は実体的違法性を治癒しない」との主張について

請求人は、副市長の事務委任規則による決裁が市長の実質的な双方代理や利益相反状態を解消しないこと、違法な支出と認識していたのであれば副市長自身の責任も発生すること、そして市長が関連する副市長決裁が双方代理禁止を潜脱する違法な裁量権行使であることなどを根拠に、形式的な決裁者の変更では実質的な違法性を治癒できないと

主張している。

これに対して、市は、副市長委任事務への変更が公正性・透明性確保のための改善措置であり、本件負担金の支出について、請求人が主張するような実体的違法性は認められず、現在も適正であると弁明している。

監査の結果、本件における副市長への事務委任は、事務委任規則に則り適正に実施されており、本件負担金の決定過程において独立性が確保されていると認められる。

また、請求人の「実体的違法性」の主張については、提出された証拠や書面を精査したが、具体的な根拠は確認できなかった。

したがって、副市長委任事務の運用が本件負担金の支出を違法又は不当とする理由には当たらないものと判断する。

3 結論

請求人が特定した「令和7年6月10日付け起案「米沢観光推進機構負担金について」により副市長が行った、負担金 36,000,000 円の交付及び支出に関する意思決定並びに支出負担行為」については、地方自治法第242条第2項に定める住民監査請求の期間を徒過しており、請求人の主張する正当な理由も認められないため、却下する。

また、本件監査の対象とした「支出命令番号 8080 による第1回分 18,000,000 円の支出命令により、令和7年6月20日に行われた同額の支払」及び「支出命令番号 22875 による第2回分 18,000,000 円の支出命令により、令和7年10月3日に行われた同額の支払」について、請求人が主張する法令違反や不当性は認められなかった。

よって、本件住民監査請求については、請求人が求める措置である「米沢市は違法又は不当に支出された負担金 36,000,000 円を、支出の相手方である米沢観光推進機構に対し、返還請求するよう求める。」ことについて、市が返還請求を行うべき理由がないため、棄却する。

令和8年8月20日

米沢市監査委員 志 賀 秀 樹

米沢市監査委員 小久保 広 信